

付議第 1 号

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の
指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案

平成 23 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の
組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく
高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県
教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5
号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）第14条第1項及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）第14条第1項の規定により、次のとおり指定管理者として指定する。

平成23年 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

1 施設の名称

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

吾川郡いの町天王北一丁目14番地

財団法人高知県青年会館

3 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

参 考 资 料

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定に関する議案説明

高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものである。

県立青少年教育施設指定管理者の指定について(平成24～26年度)

生涯学習課

		高知青少年の家及び青少年体育館	塩見記念青少年プラザ	香北青少年の家
施設所在地		(高知青少年の家) いの町天王北1-14 (青少年体育館) いの町八田1767	高知市小津町6-4	香北町吉野1300
施設の概要		(高知青少年の家) 敷地面積 3,127.28㎡ 鉄筋コンクリート2階 (S63建築)延べ1,230.39㎡ (青少年体育館) 敷地面積 7,925㎡ 鉄筋コンクリート2階 (H3建築)延べ5,229.54㎡	敷地面積 540.66㎡ 鉄筋コンクリート5階 (S46建築)延べ1,086.83㎡	敷地面積 17,241㎡ 本館 鉄筋コンクリート2階 (S53建築)延べ1,002.65㎡ 別館 鉄筋コンクリート平屋 (S57建築)延べ295㎡ 研修棟 鉄筋平屋 (H6建築)延べ300.16㎡ ほか 宿泊定員 121名
利用者数	平成20年度	(高知青少年の家) (青少年体育館) 19,859人 70,970人	24,738人	15,823人 (7,068人)
	平成21年度	19,195人 66,088人	22,459人	15,998人 (7,352人)
	平成22年度	16,335人 66,691人	21,019人	15,671人 (6,913人)

※香北青少年の家の利用者数()内は宿泊者数

指定管理者募集期間	平成23年9月16日～平成23年10月19日		
現地説明会参加申受付期限	平成20年9月22日		
現地説明会参加申込者	なし	なし	なし
現地説明会日時	-	-	-
質問受付期限	平成23年9月22日		
質問に対する回答期限	平成23年9月30日		
質問件数	0件	0件	0件
申請書提出期限	平成23年10月19日		
応募者	1社	2社	1社
指定管理者審査委員会	平成23年10月28日		
審査時間	13時30分～14時30分 (プレゼン・質疑は各25分)	14時35分～16時20分 (プレゼン・質疑は各20分×2団体)	16時25分～17時15分 (プレゼン・質疑は各20分)

指定しようとする団体	財団法人 高知県青年会館 (現指定管理者)	特定非営利活動法人 たびびと	株式会社 香北ふるさと公社 (現指定管理者)
平成24年度	55,935,000	15,988,000	35,922,000
平成25年度	55,960,000	15,988,000	35,923,000
平成26年度	55,933,000	15,988,000	35,923,000
計	167,828,000	47,964,000	107,768,000